

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、次のとおり農用地利用集積等促進計画を認可しました。

令和七年十二月二十六日

奈良県知事 山下 真

一 農用地利用集積等促進計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住 所	
農事組合法人ティーポート月ヶ瀬	奈良市	奈良市月ヶ瀬桃香野一〇〇九番一、一〇〇九番二、一九一〇番三、五四七一番、五八三四番、五九三一番、五九三三番、五九五番、五九五八番及び五九五九番
巽 直弥	奈良市	奈良市月ヶ瀬尾山三七一五番及び三八〇二番並びに月ヶ瀬長引九六八番、一〇九八番一、一〇九八番四及び一一一四番五七

（次頁に続く。）

巽 直弥	奈良市	奈良市月ヶ瀬長引六二三番、七八九番一、七九〇番、九二七番五、九二八番五、一〇二〇番、一〇二一番、一〇二三番一、一〇二三番二及び一五九二番並びに月ヶ瀬桃香野三〇七七番一、三〇八五番一、三〇八五番三、三一八五番二、三一八五番三、三一八五番六、五五三六番二及び五五三六番五
有限会社月ヶ瀬みのり園	奈良市	奈良市月ヶ瀬長引五〇九番一
有限会社月ヶ瀬みのり園	奈良市	奈良市月ヶ瀬月瀬一六五六番、一六六四番及び一六七一番

二 認可年月日

令和七年十二月十八日